



長野県報

7月30日(月)
平成19年
(2007年)
第1884号

目次

規則

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)..... 2

告示

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則に規定する手続き(環境政策課)..... 4

公共測量の実施(土木政策課)..... 4

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 5

平成20年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定(高校教育課)..... 6

地方自治法に基づく包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局).....27

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課).....27

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課).....27

肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課).....29

家畜伝染病発生の届出(畜産課).....29

県営土地改良事業計画の縦覧(農地整備課).....29

一般競争入札(森林政策課).....30

都市計画事業の認可(2件)(都市計画課).....31

土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課).....31

土地改良事業の施行の同意(農地整備課).....31

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....31

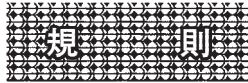
一般競争入札(農地整備課).....32

開発行為に関する工事の完了(4件)(建築管理課)..... 32

一般競争入札(医療政策課).....33

特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課).....34

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課).....34



長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年7月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第33号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のタ中「第12条第1項の規定により指定された景観形成重点地域」を「第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区」に改める。

別表第1の5 工場又は事業場の建設の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description (6 風力発電所の建設) and details (1) 電気事業法... (2) 風力発電所の規模の変更の事業...

別表第1中

Table with 2 columns: Item description (6 廃棄物処理施設の建設, 7 下水道終末処理場の建設, etc.) and Item description (7 廃棄物処理施設の建設, 8 下水道終末処理場の建設, etc.)

に改める。

別表第2の6 工場又は事業場の建設の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Item description (7 風力発電所の建設), Output (風力発電所の出力), and Location (対象事業実施区域の位置)

別表第2中

Table with 2 columns: Item description (7 廃棄物処理施設の建設, 8 廃棄物処理施設の建設, etc.) and Item description (8 廃棄物処理施設の建設, 9 廃棄物処理施設の建設, etc.)

に、「別表第1の15」を「別表第1の16」に改める。

別表第3の6 工場又は事業場の建設の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Item description (7 風力発電所の建設), Output (風力発電所の出力), and Location (対象事業実施区域の位置)

別表第3中

7 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）
8 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）
9 下水道終末処理場の建設
10 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
11 土地区画整理事業
12 住宅団地の造成
13 工業団地の造成
14 流通業務団地の造成
15 別荘団地の造成
16 土石の採取又は鉱物の掘採
17 複合事業

を

8 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものを除く。）
9 廃棄物処理施設の建設（一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係るものに限る。）
10 下水道終末処理場の建設
11 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
12 土地区画整理事業
13 住宅団地の造成
14 工業団地の造成
15 流通業務団地の造成
16 別荘団地の造成
17 土石の採取又は鉱物の掘採
18 複合事業

に、「別表第1の15」を「別表第1の16」に改める。

別表第4の1 道路の建設の項中「同条第4項、第7条の12第1項」を「同条第6項、第10条第1項」に、「第8条第1項」を「第18条第1項」に改め、同表の5 工場又は事業場の建設の項中「第27条の2第1項」を「第36条の2第1項」に改め、「規定による認可、同法第27条の3第1項の」を削り、同項の次に次のように加える。

6 風力発電所の建設	電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
------------	--

別表第4中

6 廃棄物処理施設の建設

を

7 廃棄物処理施設の建設

に、「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に、

7 下水道終末処理場の建設
8 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
9 土地区画整理事業

を

8 下水道終末処理場の建設
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設
10 土地区画整理事業

に、

10 住宅団地の造成
11 工業団地の造成

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可
- (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可
- (3) 地域振興整備公団法第19条の4第1項の規定による認可
- (4) 地方住宅供給公社法第28条の規定による意見の聴取
- (5) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

を

11 住宅団地の造成
12 工業団地の造成

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可
- (2) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可
- (3) 地方住宅供給公社法第28条の規定による意見の聴取
- (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

に、

12 流通業務団地の造成
13 別荘団地の造成
14 土石の採取又は鉱物の掘採

を

13 流通業務団地の造成
14 別荘団地の造成
15 土石の採取又は鉱物の掘採

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第46条の規定は、長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第42号）附則第2項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第46条第1項及び第2項第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第3中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

3 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、知事が別に定める手続を経た方法書があるときは、当該方法書は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第6条から第9条までの手続を経た方法書とみなす。